

民生福祉常任委員会会議記録

- 1 日 時 令和6年11月12日(火) 午後1時27分から午後2時20分まで
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 茂木委員長、星野副委員長、鈴木、齋藤(育)、井上 各委員
- 4 欠席委員 戸部委員
- 5 説明者 角田市民部長、根岸環境課長
北澤健康福祉部長、阿部子ども課長、鶴淵健康課長
- 6 事務局 武井事務局長、大島議事係長
- 7 議 事
 - (1) 市民部各課の所管事項報告・調査事項説明
 - (2) 市民部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換
 - (3) 健康福祉部各課の所管事項報告・調査事項説明
 - (4) 健康福祉部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換
 - (5) 今後の日程について
 - (6) その他
- 8 会議の概要
 - (1) 市民部各課の所管事項報告・調査事項説明

○委員長 それでは、次第(1) 市民部各課の所管事項報告・調査事項説明を行う。
環境課の所管に係る事項について説明願う。環境課長。
(根岸環境課長 説明)

ア 環境課

・調査事項

1 盛土と適用法令の関係について

○環境課長 環境課の所管事項について説明する。

調査事項1 「盛土と適用法令の関係について」説明する。

盛土のための土砂搬入については、搬入面積に応じ「沼田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例」いわゆる土砂条例により事業を行う必要がある。

資料を御覧いただきたい。こちらは事業規模に応じ、事業実施者に対し、土砂条例で必要となる申請書等の作成について説明する手引きを抜粋したものであり、条例の流れを示したものである。右下のページ番号で1ページ、①の赤枠を御覧いただきたい。大きな枠の適用除外対象を除き、埋立て等の面積要件により必要となる手続きが異なる。まず、対象面積が500平方メートル未満の場合は許可不要となる。500平方メートル以上3,000平方メートル未満については小規模特定事業となり、土砂条例に基づく許可申請が必要となる。そして、3,000平方メートル以上になると県の条例が適用されることになる。

盛土と適用法令の概要についての説明は以上である。

次に、②の赤枠について説明する。許可を受けた土砂搬入に当たっては、搬入の10日前までに「土砂等搬入届出書」を提出することとなっており、その際、どこから排出されたものかを示す「土砂等排出元証明書」や土壌検査を実施した結果を示す「土壌検査証明書」等を資料として添付することとなっている。

次に、2ページを御覧いただきたい。小規模特定事業を行う上での留意事項となるが、③の赤枠のとおり、搬入量が5,000立方メートルを超えるごとにも検査証明書の提出が必要となっている。④の赤枠について説明する。搬入開始から6か月を経過した場合や搬入量が1,000立方メートルを超えるごとに土壌検査を実施し、土壌検査証明書等の書類の提出が必要となる。なお、対象地に湧水や常流水が確認された場合においては水質検査報告も併せて必要となっている。

次に、3ページを御覧いただきたい。盛土に当たっての技術上の基準について説明する。

⑤の赤枠の土砂等による埋立て等の高さ及び法面の勾配についてである。埋立て等の高さが15メートルを超える場合については、専門的な知識を有する者による安定計算を行い、安全が確保される勾配とし、5メートルを超え15メートル以下については垂直1メートルに対し水平距離が2メートル以上の勾配とし、5メートル以下については垂直1メートルに対し水平距離が1.8メートルの勾配とするように定められている。

最後に、土砂の搬入等に伴う車両の通行による影響について説明する。

道路の管理については所管ではないが、土砂搬入の相談や申請があった場合には、庁内関係課に情報を提供するなど連携を図っている。

環境課からの説明は以上である。

○委員長 説明が終わった。

調査事項1「盛土と適用法令の関係について」質疑を行う。私からよろしいか。

○副委員長 委員長を代わる。委員長。

○委員長 これは私が言ったものである。500平方メートル未満であると許可ではなく、500から3,000平方メートルになると市、3,000平方メートルを超えると県という説明であった。これは条例なので変えることができるのではないかと思います。立法メートル、搬入した量ではなく、なぜ平方メートルなのかを聞きたい。

○環境課長 なぜ基準が立方メートルではなく平方メートルなのかということであるが、申し訳ないが、私どもも細かくは承知していない。まず県の条例であるが、同じように土砂条例がある。それに基づいたものと承知している。そういった形で今はやっている。

○委員長 県のほうに倣った土砂条例ということであるが、同じ平方メートルでもかなり搬入の量が変わってくると思う。できれば沼田市としては、平方メートルもしかりであるが、立方メートルのほうもプラスして今後考えていく予定があるのか。また、搬入する道路については所管ではないから一応こういうものが運ばれますよという情報だけ入れるということであった。実際、以前三峰山でもそうだったのだが、搬入する道路がとても傷んでいて、今、鉄板が引いてあるような感じである。今回私の地元運び込まれたとき、市道でとても30トンのダンプが入るような道路ではない。結局30トンのダンプが入って、道路がそのように厚くできていればいいが、厚くはないのでやはり傷む。その辺はだから市独自でもやはり土砂条例の中にそういった搬入路についても考えたらどうかと思う。その辺は課としてどのように考えているのかお聞きする。

○環境課長 まず、同じ面積、平方メートルでも入れられる土砂の量が違うからそういったことも考慮して今の基準の見直しなりを検討しているのかということと、道路の傷みについても土砂条例なりでカバーできないかというような質疑かと思う。

まず、土砂条例について、実は、盛土については、令和5年5月26日に「宅地造成及び特定盛土等規制法」ということで、いわゆる盛土規制法というものが施行された。同法の概要としては、県により市内において宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域を指定し、その区域に応じて盛土等を規制するもので、令和7年5月26日に市内においても区域が指定されて運用される見込みであると聞いている。

盛土規制法における規制については、現在、今の沼田市の土砂条例と同じような技術基準など重なる部分があるので、土砂条例自体、改正が必要であると考えている。今後についてであるが、土砂条例の改正については県の動向等を注視しながらやりたいと思っている。こちらの盛土規制法については基本的には県で受け付けるというような形で、先ほどの勾配であるとか、そういった部分は盛土規制法の規制となり、現状であると恐らく土砂条例の中で残るのは土壌検査とかそういった部分になると思っている。その窓口は県となるので、県で受け付けた場合には、都市計画課に情報がいって、それをうちがもらうような形で運用していくような形になると思っている。したがって、道路は土砂条例という形には恐らくできないかと思っている。道路のほうは関係法令で対応するというような形、今までと同様になってしまうのではないかと思っている。説明は以上である。

○委員長 道路は課が違うからということがあるけれども、やはりたまたま川田地区に運ばれたのが簡易水道の水源の上だった。やはり水源に影響がないかということが一番、地元の人たちが心配していた。そういった部分、汚染された場合、地元の説明会では、「そういった汚染があった場合にはうちのほうで対処します」と言ったけれども、川田の簡水は200メートル下からポンプアップしているわけである。200メートルまで影響が出るのに何十年もかかると思う。そのようなときにそうは言ってもうちの責任ではないと言えどそれまでになってしまう。道路がもし傷んだ場合はきれいに戻していく。そういったことも土砂条例の中に盛り込んでいかないと。結局、三峰山もそうであったし、川田地区も、旭地区だけではなくて屋形原地区にも多分持っていつていることは環境課でも承知していると思う。そういった土砂がどんどん沼田市に搬入される。また、3,000平方メートルを超えているところは県の許可だから沼田市では対応できないということではなく、やはり3,000平方メートルを超えていても、県の条例でも市の許可も得なければ土砂が捨てられないというような、そういう条例をつくっていったらやたら土砂を搬入する業者が少なくなるのではないかと考える。甘いからそういう土砂がどんどん持ち込まれるような気がする。その辺、担当課としては今後、土砂が運び込まれないようにするにはどうしたらいいかという検討をしているかどうか伺う。

○環境課長 道路についてであるが、先ほども申し上げたが、土砂条例の中でカバーさせていただくものとして技術的なものが今も含まれている。先ほど申し上げたような土砂自体が汚染されていないとか、例えばそこに湧水があれば、湧水が土砂に汚染されないとか、そういったような形になる。道路についてはどうしても技術的なものも土砂条例の中身とは変わってきてしまうので、土砂条例の中に盛り込んでいくのは難しいということにはなるかと思う。県内でも土砂条例があるところもあるので、その辺も含めてそうい

ったことを研究しながら、また、県の意見等もいただきながら条例の改正をしていければと思っている。

次に、持ち込ませないようにするには、どうしたらいいかというようなことかと思うが、先ほど申した盛土規制法が、恐らく大きな土砂崩れがあって、それを受けて改正されたものなので、その辺の安全性を担保するような形でつくられているものかと思う。安全性についてはそこでカバーされていくものであると考えているので、現状では土砂条例に入れるということはないと考えている。環境課としては、先ほど申し上げた土砂条例は盛土規制法を補完するような形でできればいいと考えている。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ以上で環境課を終了する。

(5) 今後の日程について

○委員長 次に、次第(5)今後の日程について、ア 次回の委員会について、事務局に説明させる。

(事務局書記 説明)

○委員長 説明が終わった。次回の委員会については、事務局の説明のとおり御了承願う。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長 それでは、そのようにしたい。以上で、市民部各課の所管事項報告を終わる。

(市民部 退室)

(2) 市民部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換

○委員長 それでは、次第(2)市民部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換に入る。委員から調査事項はあるか。井上委員。

○井上委員 これを今の時点で聞いていいのか分からないのだが、今、国会で103万円の壁について議論がされていて、例えば178万円になったら、沼田市としてどれぐらい影響が出てくるのかもし分かれば聞きたい。市としてどれぐらいの減収になるのか。

○委員長 総理大臣が地方交付税は減らさないと言っているが、実際に沼田市は減るわけである。

○井上委員 市民税に影響が出てくる。国として4兆円とかという話があるが、市としてどれぐらい影響が出てくるのか。国会の議論が進んでない中で聞いていいのか分からないが単純に知りたい。

○委員長 例えば178万になった場合には、幾ら市民税が減るかとか。計算すれば大体分かる。

○井上委員 興味本位であるが聞いてみたい感じである。

○委員長 まだ幾らとは決まっていない。国が決めてからにする。

○井上委員 上げると決めたわけではない。

○委員長 ほかに。私からよろしいか。

○副委員長 委員長。

○委員長 宝くじの補助金が出ている。いろいろな公民館とかのエアコンであるとか、建て替え、改修などに補助が出ている。今年の募集は9月申込みだったのもう終わっていると思う。その辺の申込状況、どういったところで申込みがあったのか、新築なのか、改修なのか、エアコンなのか。ただ、市で受け付けて、これを県に上げて、県で許可が出ないと正式決定にならないと思う。市の申込状況、現在の申込状況を聞きたい。

○委員長 ほかに。

○井上委員 調査になるか分からないが、「ぬまたの国保」が配付された。中身について説明をいただきながら聞きたい。見たが説明がないと分からないことが多い。委員会として説明を聞きながら調査というのがどうかと思うがそれを教えてもらいたい。

○委員長 説明を受けないと細かいところは分からない。

○井上委員 今後の見通しとか、医療費の増減であるとか、いろいろあると思う。数字だけ見ていると掴みにくい。その辺の説明を聞かせていただきたい。

○委員長 12月議会の終わった後とかでも聞ければと思う。調査事項ということでもなくとも説明が受けられれば……。

○井上委員 個別に行って聞いてくるということであれば聞いてくるが、せっかく冊子で配られた。

○委員長 確認することとする。ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 ないようなので、また、健康福祉部のときにでも皆さんからあればそのときに発言願う。

以上で市民部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換を終了する。

(3) 健康福祉部各課の所管事項報告・調査事項説明

○委員長 それでは、次第(3)健康福祉部各課の所管事項報告・調査事項説明に入る。

最初に、子ども課の所管に係る事項について説明願う。子ども課長。

(阿部子ども課長 説明)

ア 子ども課

・調査事項

- 1 今後の出生見込みと保育園の運営見通しについて
- 2 こども誰でも通園制度導入の考え方について

・報告事項

- 1 令和7年度保育関係施設入園申込みの状況について

○子ども課長 子ども課の所管に係る事項について説明する。

1 ページを御覧いただきたい。

まず、調査事項1「今後の出生見込みと保育園の運営見通しについて」説明する。

今後の出生見込みについては、子ども課で推計したものはないので、2 ページに参考として群馬県人口動態統計の資料、平成23年から令和5年までの沼田市の出生数の推移を掲載させていただいた。沼田市の出生数は平成29年に300人を下回り、近年は200人前後で推移していたが、令和5年度は174人と更に減少している。その下の「保育関係施設入園状況」を御覧いただきたい。こちらは市内の認可保育施設における各年度の3月末現在に入所していた園児の数である。令和6年度の欄については、11月5日時点で令和7年3月に入所予定の人数を計上し、見込みの人数となっている。こちらについても、50人前後の減少傾向となっており、少子化の影響を受ける結果となっている。

次に、「保育園の運営見通しについて」であるが、今後は園児だけではなく、保育士も少なくなり、園自体の規模が縮小されていく傾向にあると考えている。現に、令和4年から令和6年にかけて、認定こども園において、幼稚部の利用定員が40人、保育部の利用定員が30人の減となっている。園児の人数が減少となり、利用定員を見直すことは安定した園の運営を行う上で必要なことではあるが、市としては待機児童が発生しないように保育の提供体制の確保を行う必要があるため、また、利用定員を減少することにより、公定価格の基本単価が上がり、保育施設への委託料が増額するという財政上の観点からも、各施設の実状を把握しながら協議していきたいと考えている。

調査事項2「こども誰でも通園制度導入の考え方について」説明する。

こども誰でも通園制度については、令和6年度は本格実施を見据えた試行的事業として、実施を希望した自治体によって行われている。令和7年度には児童福祉法において「乳児等通園支援事業」として制度化され、地域子ども・子育て支援事業に位置づけ、国の子ども・子育て支援交付金の財政支援を受けて行う事業となるが、地域子ども・子育て支援事業に位置づけての事業実施は令和7年度限りの措置となる。令和8年度以降は、子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度として「乳児等のための支援給付」が創設され、「乳児等支援給付費」の支給によって事業が行われることになる。

令和7年度まではこども誰でも通園制度を実施しないことも可能であるが、「乳児等のための支援給付」は乳児等の保護者に対する法定の個人給付であり、市町村の判断でこれを行わないこととすることはできないことから、令和8年度以降は全ての市町村において、「こども誰でも通園制度」を実施する必要がある。

私立の保育園等がこの事業を実施するには市町村の認可を受ける必要があり、そのため、令和7年度中に条例改正や認可の手続が必要となる。

現在、国において、認可基準や予約管理等のシステムを検討中なので、今後、国からの通知を注視し、制度の説明や実施に対する意向確認など、私立保育園等と連携を図りながら、令和8年度実施に向けて滞りなく準備できるよう努めてまいりたいと考えている。

次に、報告事項1「令和7年度保育関係施設入園申込みの状況について」報告する。

来年度の入園申込みについては、今年度は9月2日から10月15日まで保育関係施設の入園申込みの第1次受付を行い、その状況について取りまとめた表が3ページにあるので、御覧いただきたいと思う。

上の表は、第1希望の園別の申込者数、下の表は年齢別申込者数となっている。認定こども園の幼稚部の人数は含まれていない。

申込者数は公立・私立合計で827人であり、前年度との比較で80人の減少となっている。

現在は各園と入園調整を行っている段階であるが、園との調整終了後に、保護者と調整を行い、12月上旬までに調整を終了して、同月中旬には保護者に通知を発送する予定である。

子ども課からの説明は以上である。

○委員長 説明が終わった。

まず、調査事項1「今後の出生見込みと保育園の運営見通しについて」質疑はあるか。
井上委員。

○井上委員 先ほどの説明で、子ども課では、その出生見込みを特に取っていないということであったが、市の他の部署でこれから例えば数年でも10年単位でもいいのだが、出生見込みとかそういうのを取っているのか。例えば企画政策課で人口減少の関係で持っているとかがそういうことはあるのか。

○子ども課長 出生数の推移という形で報告しているものは現在目には触れてはいない。沼田市第六次総合計画などの関係で今後沼田市の人口の状況の中で年齢別、段階であったかもしれないが、そういった形での推計はとられているものがあるのではないかと思う。

○井上委員 保育園の運営を考えていくのに、行き当たりばったりで、毎年、来年どうしましょうというわけには当然いかない。5年、10年先を見て、どれぐらい定員を減らしていくかとか、公立保育園でどれぐらい減らしていくかとか、私立保育園ではどれぐらいの規模が望ましいみたいな考えは、ある程度、市として取っていないと、いきなりどうにもならなくなって私立保育園半分一気になくなってしまいましたみたいなことになると、それはそれで困ってしまう。その辺の数字は押さえておかなければいけないという気がするし、保育士がどれくらいこれから必要になっていくかということも保育士確保の観点からも考えなければいけない。子供の出生数の見込みは大分重要になってくると思う。そういったところを押さえながら5年、10年先を見て、規模感、運営をどうやっていくかということこれからやっていかなければいけないと思う。その辺どう考えているか。

○子ども課長 確かに出生率の推移というのは、今後どうなっていくかということは重要なことであると思う。現在子ども課でも第3期の子ども・子育て支援事業計画を策定中である。その中において、出生だけでなく、転入や転出等の関係でゼロ歳児や1歳児等の年齢によって人数の増減があったりもするので、人口動態のほうからの各年齢の人口等の推計みたいなものを考えて進めているような状況ではある。

○井上委員 別件となるが、1点確認したい。2ページの保育園の入園状況のところでは私立保育園が大分定員より多い人数が入園されていると思う。4月からしばらく経つと、定員オーバーにできるということは承知しているが、定員が増えた場合、私立保育園側のメリットというのは何かあるのか。

○子ども課長 利用定員よりも多く入所があった場合のメリットということであるが、公定価格を算出する際に1人当たりの単価を用いて公定価格を算出しているので、園児が多いほうがもちろんこちらから支払う給付費や委託料が多くなる。定員を低く設定することにより、公定価格の単価が上がるということもあるので、公定価格が低いところの単価で

利用定員が120%を超えないという基準にあるので、それを超えない範囲において経営ができる状況であるということは経費的な面においても園の運営はやりやすいのかと思う。

○井上委員 感謝する。

○委員長 ほかに。副委員長。

○副委員長 5ページの出生数の推移のところの棒グラフを見ていて、令和5年が174名で10年前のおおよそ半分になっているということで深刻に受け止めている。もし、数が分かっただけでもいいのだが、令和6年もあと1か月半ぐらいで終わりのところで、この11月か、10月ぐらいまでの沼田市の出生数とかは分かっているか。もし分かれば教えていただきたい。

○子ども課長 大変申し訳ないが、子ども課では出生数は押さえていない。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 次に、調査事項2「こども誰でも通園制度導入の考え方について」質疑はあるか。井上委員。

○井上委員 令和8年度以降は全ての市町村で実施ということである。確認であるが、その市町村の中で1か所でもやっていけばいいという考えか。それとも全保育園が実施しなければいけないということか。

○子ども課長 令和8年度の実施については、市で事業を実施しなければならないということである。全ての園ということではない。保育士の配置の基準などがあるので、その基準にまず見合っているかどうかということをして市のほうでそこで認可をさせていただくことになるので、園のほうの体制が整っているかどうかということがまず重要になってくるかと思う。したがって、全ての園で行わなければならないという事務ではない。

○井上委員 私立保育園との意見交換の中でやはりなかなかやりたくないというような雰囲気があった。市町村の認可ということであったのだが、これは私立保育園なりから申請があってそれを認可するということなのか。それとも配置基準で自動的に認可になってしまったりするのか。その辺分かれば教えていただきたい。

○子ども課長 認可についての条例制定などは今後になってくるのだが、申請による認可になるものと考えている。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 次に、報告事項1「令和7年度保育関係施設入園申込みの状況について」質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ以上で子ども課を終了する。

次に、健康課の所管に係る事項について説明願う。健康課長。

(鶴淵健康課長 説明)

イ 健康課

・調査事項

1 5歳児巡回訪問の状況について

○健康課長 健康課の所管に係る事項について説明する。

資料4ページを御覧いただきたい。

調査事項1「5歳児巡回訪問の状況について」であるが、本市では平成30年度から市内の保育園等に対し、5歳児巡回訪問を実施している。これは3歳児健診までには発見されにくい発達障害、または、その傾向を早期に発見し、幼児の健全な成長を目指した適切な支援につなげていくために実施しているものである。訪問は、保健師、心理士、理学療法士などの専門職でチームを編成し、事前のアンケート結果を基に、幼児が過ごす様子を観察する巡回方式としている。

項目の下の表は令和5年度における巡回訪問についての表ですが、令和5年度の実績としては延べ29回、85人であり、主な内容は育児に関するものであった。

次に、5ページを御覧いただきたい。令和6年度についてもこのような案内を園を通じて保護者に配付し、実施しているところである。

説明は以上である。

○委員長 説明が終わった。調査事項1「5歳児巡回訪問の状況について」質疑はあるか。副委員長。

○副委員長 令和5年度で保護者、もしくは園からの要請があって、様子を診た中から実際に特別支援校とかそういったところにいったほうがいいというような判断で進んだ園児はいたか。

○健康課長 ただいまの質疑は就学時健診のことになるかと思う。5歳児の巡回訪問は就学時健診の前の訪問である。それで特別支援学校ということではなく、それ以前、例えば、「このお子さんはこういう支援が必要ではないか」、親御さんが心配で「うちの子はほかの子供と違うのだが、どうしたらいいか」というようなことに対して「こういう対応をしてみたらどうですか」「こういう医療機関を受診したらどうですか」というような助言をする場である。少し質疑いただいたものとは内容が異なるところである。

○副委員長 だが、そこからつながっていったようなことは実際にはあるか。そういうような傾向があって、引継ぎされていくと聞いたことがある。それで就学前健診にもつながって、5歳児巡回訪問が役に立っていったというような事例はあるか。

○健康課長 私のところではそこまでは現段階では把握していない。

○副委員長 承知した。感謝する。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ以上で健康課を終了する。

以上で健康福祉部各課の所管事項報告を終わる。

(5) 今後の日程について

○委員長 次に、次第（５）今後の日程について、ア 次回の委員会について、事務局に説明させる。

（事務局書記 説明）

○委員長 説明が終わった。次回の委員会については、事務局の説明のとおり御了承願う。
（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長 それでは、そのようにしたい。
（健康福祉部 退室）

（４）健康福祉部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換

○委員長 それでは、次第（４）健康福祉部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換に入る。意見はあるか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 以上で健康福祉部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換を終了する。健康福祉部長よろしいか。国民健康保険の件についてである。先日、「ぬまたの国保」が配付された。これの説明、細かいことがよく分からないので、常任委員会でも構わないのでそういう説明は可能か。

○健康福祉部長 できると思う。

○委員長 例えば、12月議会中とか、終わった後とか、常任委員会でも構わないのだが。

○健康福祉部長 常任委員会の報告事項で出させていただくので構わないか。

○委員長 それでお願いします。

○健康福祉部長 説明が足らず申し訳ない。

○委員長 よろしくをお願いします。

（５）今後の日程について

○委員長 次に、（５）今後の日程について、イ 今後のスケジュールについて事務局に説明させる。

（事務局書記 説明）

（６）その他

○委員長 次第（６）その他について、委員から何かあるか。井上委員。

○井上委員 調査事項に戻っていただいてよろしいか。

○委員長 結構である。

○井上委員 介護高齢課の介護慰労金の支給状況を確認したい。少し前に介護慰労金の支

給要件が変わって、今、どのように支給されているのか。人数であったりを確認したい。

○副委員長 介護慰労金は在宅介護をしている……。

○井上委員 施設に入らないで在宅介護をしている人の家族への慰労金である。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 ないようなので、以上で本日の委員会を終了する。

(午後2時20分 終了)